

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和5年8月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、中学校修了までの子どもを養育している主たる生計者に対し児童手当の支給業務を行う。
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当受給者ファイル 2. 児童手当要件児童ファイル 3. 施設入所児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番74,75 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19,44,53 【情報提供】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番26,30,87,106 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民ほけん課
②所属長の役職名	住民ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	I. 5. ①	福祉保健課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	I. 5. ②	福祉保健課長 下村由美子	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	I. 7	総務課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7111	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	事後	
平成30年8月31日	I. 8	福祉保健課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7115	福祉ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116	事後	
平成30年8月31日	II. 1 いつ時点の計算か	平成29年5月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年8月31日	II. 2 いつ時点の計算か	平成29年5月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年5月31日	II. 1 いつ時点の計算か	平成30年6月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	II. 2 いつ時点の計算か	平成30年6月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	IV全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	I. 5. ①	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	I. 5. ②	福祉ほけん課長	住民ほけん課長	事後	
令和2年10月16日	I. 7	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	事後	
令和2年10月16日	I. 8	福祉ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116	事後	
令和2年10月16日	I. 4. ②	番号法第19条 第7項 別表第二の26.30.74.75.87の項	番号法第19条 第7項 別表第二の26.30.74.75.87.106の項	事後	
令和2年10月16日	II. 1 いつ時点の計算か	令和1年5月31日時点	令和2年9月30日時点	事後	
令和2年10月16日	II. 2 いつ時点の計算か	令和1年5月31日時点	令和2年9月30日時点	事後	
令和3年8月20日	I. 4. ②	番号法第19条 第7項 別表第二の26.30.74.75.87.106の項	【情報照会】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番74.75 【情報提供】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番26.30.87.106	事前	
令和3年8月20日	II. 1 いつ時点の計算か	令和2年9月30日時点	令和3年8月20日時点	事後	
令和3年8月20日	II. 2 いつ時点の計算か	令和2年9月30日時点	令和3年8月20日時点	事後	
令和4年6月17日	II. 1 いつ時点の計算か	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	II. 2 いつ時点の計算か	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年6月30日	II. 1 いつ時点の計算か	令和4年6月17日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和5年6月30日	II. 2 いつ時点の計算か	令和4年6月17日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和5年6月30日	I. 4. ②	【情報照会】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番74.75 【情報提供】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番26.30.87.106	【情報照会】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番74.75 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19.44.53 【情報提供】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番26.30.87.106 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2	事後	